

# 指定給水装置工事事業者 指定更新時確認書

年 月 日

## 確認事項 1

指定給水装置工事事業者の業務内容

給水区域内で 給水装置工事の事業 を行う事業所の名称							
上記事業所の住所	〒						
営業日、時間 問い合わせ先	営業日 : 営業時間 : 電話番号 : FAX番号 :						
休業日							
対応工事種別	<p><b>該当部に○をつけてください。</b></p> 配水管からの分岐 ～ 水道メーター ( 新設 ・ 改造 ) 水道メーター ～ 屋内給水装置 ( 新設 ・ 改造 )						
修 繕	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 5px;">漏水修繕対応の 可否</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">可 ・ 不可</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">修繕対応時間</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">対応工事種別</td> <td style="padding: 5px;"> <p><b>該当部に○をつけてください。</b></p>                             屋内給水装置の修繕 ・ 埋設部の修繕                              その他 ( )                         </td> </tr> </table>	漏水修繕対応の 可否	可 ・ 不可	修繕対応時間		対応工事種別	<p><b>該当部に○をつけてください。</b></p> 屋内給水装置の修繕 ・ 埋設部の修繕 その他 ( )
漏水修繕対応の 可否	可 ・ 不可						
修繕対応時間							
対応工事種別	<p><b>該当部に○をつけてください。</b></p> 屋内給水装置の修繕 ・ 埋設部の修繕 その他 ( )						
上記内容の公表可否	可 ・ 不可						

※公表には、ホームページ等への掲載を含みます。

※業務内容に変更が生じた場合は、速やかに岩沼市上下水道部上下水道経営課に届け出るようお願いします。

確認事項 2

給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去 5 年以内）

受講者名 (公表対象外)	研修会名、実施団体	受講年月日
上記内容の 公表可否	可	不可

- ※外部研修については、受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。
- ※自社内研修については、研修内容を記載してください。
- ※受講者名は、公表の対象ではありません。
- ※行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

水道法施行規則 第 36 条  
法第 25 条の 8 に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）  
4 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

確認事項 3

過去 1 年以内に給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況

□「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施工しないため不要

※「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施工しない場合は、以下は任意の記載となります。

過去 1 年以内の工事実績がない場合は、直近の状況を記載してください。

技能を有する者の 氏名 (公表対象外)	配水管への分水栓 の取付・せん孔及 び給水管の接合の 経験の有無	資格等の有無		工事 年度
			保有している資格等 (注)	
	有・無	有・無		
	有・無	有・無		
	有・無	有・無		
	有・無	有・無		
	有・無	有・無		
上記内容の公表可否		可 ・ 不可		

(注) 以下に示す保有資格等 (下線部) を記載してください。

- ① 水道事業者によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工(配管技能者、その他類似の名称のものを含む)
- ② 職業能力開発促進法 (昭和 44 年法律第 64 号) 第 44 条に規定する配管技能士
- ③ 職業能力開発促進法第 24 条に規定する都道府県の認定を受けた職業訓練校の配管課の課程修了者
- ④ 公益財団法人給水装置工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る講習の課程修了者(配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定)

※資格を証明する書類 (資格証等) の写しを添付してください。

※技能を有する者の氏名は、公表の対象ではありません。

※行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

水道法施行規則 第 36 条  
 法第 25 条の 8 に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。(以下抜粋)  
 2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技術を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。